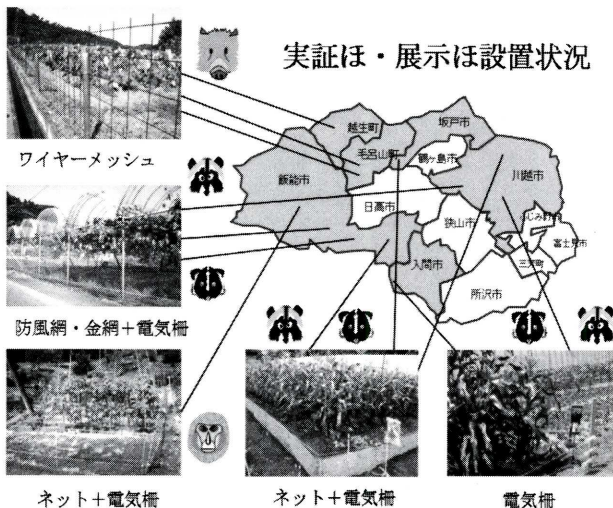


野生動物から畑を守る！ ～獣害対策の取組とポイント～

今年度、当センターでは6市町12カ所にアライグマ・ハクビシン、イノシシ、サルの被害を防ぐ実証ほ・展示ほを設置しました。いずれのほ場でも被害防止効果が見られ、獣害を抑えることができました。



〈獣害対策のポイント〉

動物にあった適切な対策で、被害は食い止められます。設置直後に、「この柵は破れない!ここは危険!」と思わせることが肝心です。

また、対策の効果を持続させるためには、次のような継続したメンテナンスが重要です。

- 1 ネットや網の裾を、埋設・ペグ打ち等で完全にふさぐ。
- 2 電気柵は設置したらすぐに終日通電する。
- 3 通電の確認と漏電を防ぐための雑草対策を確実に行う。
- 4 定期的に柵を見回り、柵の補修を行う。
- 5 もし侵入されたら、侵入口を確認し、速やかに対応する。
- 6 収穫終了後は、慣れさせないため撤去できるものは早めに片付ける（通電しない電気柵を、長い期間ほ場に放置しない）。

埼玉型ほ場整備の推進

将来の農業経営に悩んでいる農家の皆さん、10年、20年先のことを一緒に考えてみませんか。

地域内での高齢化が進み、田んぼの耕作ができないため、「だれか代わりに農作業してくれないかな、もう少し大きな農地であれば借りてくれるのだからなあ。」等と困っていませんか。

埼玉県では、耕作放棄地、農業後継者不足、農地集積が進まない等の問題を解消するため、畦畔撤去で区画を拡大するとともに、大型機械が通行できるような農道の拡幅や、水路の整備をより低コストで行う埼玉型ほ場整備を進めています。

この整備は、今までの整備の約半分以下の費用で実施が可能となります。

埼玉型のほ場整備事業の特徴は、以下のとおりです。

- 1 低コストな基盤整備
- 2 短期間で工事を実施
- 3 土地の利用権設定により農地を集積
- 4 農地集積をし易くするための最低条件の整備
 - (1) 畦畔撤去による最小限度の区画拡大
 - (2) 農道の拡幅整備
 - (3) 用排水路の最低の条件整備（土水路整備等）

埼玉型ほ場整備事業は、地域農業を中心となって担う「担い手」を応援します。

御相談お待ちしております。農村整備部へ是非御連絡ください。